漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、次のとおり早川河川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

早川河川漁業協同組合

小田原市板橋94

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年12月1日

早川河川漁業協同組合

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

第1条、第2条 略

(漁具、漁法の制限)

第3条 1、2 略

- 3 この漁場区域において、6月1日から8月31日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。
- 4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の 所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア魚種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、にじます、	早川橋橋脚下流端から上流小田原	3月1日より5月31日まで
うぐい、おいかわ、	市風祭 119 番地先治水堰堤天端下	
211	流端までの区域	
にじます、うぐい、	小田原市板橋 209 番地先小田原用	10月15日より1月31日まで
おいかわ、こい	水取水口堰堤下流端から上流箱根	
	町湯本 688 番地先湯本橋下流端ま	
	での <u>早川本流の</u> 区域	

第4条 略

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれ イ欄の期間中遊漁をしてはならない。

(7	7) 区 域	(イ) 期 間
早 川	箱根町湯本地先 <u>湯本橋</u> 下 流端から上流出山えん堤天 端下流端までの区域	10月 15日から 12月 31日まで
早 川	早川橋橋脚下流端から上 流大窪橋橋台上流端までの 区域	10月 15日から 11月 30 日まで
須雲川	早川合流点から上流畑宿 字湯本 179 番地先片倉橋橋 脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで

第5条 ~ 第11条 略

が [

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2. この規則は令和5年12月1日から施行する。

第1条、第2条 略

(漁具、漁法の制限)

第3条 1、2 略

- 3 この漁場区域において<u>早川橋橋台下流端から上流湯川橋橋台下流端までの区域は</u>、6 月1日から8月31日<u>まで及び湯川橋橋台下流端から上流の区域は6月1日から7月31</u>日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。
- 4. 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

旧

ア魚種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、にじます、	早川橋橋脚下流端から上流小田原	3月1日より5月31日まで
うぐい、おいかわ、 こい	市風祭 119 番地先治水堰堤天端下 流端までの区域	
にじます、うぐい、 おいかわ、こい	小田原市 <u>風祭 119 番地先治水堰堤</u> 天端下流端から上流箱根町湯本地 <u>先前田橋</u> 下流端までの区域	10月15日より1月31日まで

第4条 略

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれ イ欄の期間中遊漁をしてはならない。

(7	7) 区 域	(イ) 期 間
早 川	箱根町湯本 <u>地先前田橋</u> 下 流端から上流出山えん堤天 端下流端までの区域	10月 15日から 12月 31 日まで
早 川	早川橋橋脚下流端から上 流大窪橋橋台上流端までの 区域	10月 15日から 11月 30 日まで
須雲川	早川合流点から上流畑宿 字湯本 179 番地先片倉橋橋 脚下流端までの区域	5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで

第5条 ~ 第11条 略

附 則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。

(新設)